

障発0329第1号  
令和6年3月29日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「障害者自立支援機器等開発促進事業等の実施について」の一部改正について

障害者自立支援機器等開発促進事業等については、「障害者自立支援機器等開発促進事業等の実施について」（平成31年3月28日障発0328第10号）により行われているところであるが、今般、別添のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

障発0329第1号  
平成31年3月28日  
改正 令和2年3月31日  
改正 令和3年3月31日  
改正 令和4年3月23日  
改正 令和5年3月29日  
改正 令和6年3月29日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

#### 障害者自立支援機器等開発促進事業等の実施について

標記について、障害者の自立や社会参加の促進の観点から、障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングを図りながら、企業等が障害当事者及び医療福祉専門職等と連携して障害者自立支援機器を開発する取組に助成を行い、適切な価格で障害者が使いやすい機器の製品化・普及を図るため、今般、別紙1のとおり「障害者自立支援機器等開発促進事業実施要綱」を、別紙2のとおり「ニーズ・シーズマッチング強化事業実施要綱」を定め、平成31年4月1日から適用することとしたので通知する。

また、別紙3のとおり「自立支援機器イノベーション人材育成事業実施要綱」を定め、令和4年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、貴職におかれては、管内市区町村、医療福祉関係団体に周知を図るとともに、障害保健福祉関係部局、産業振興関係部局との情報共有により、本事業の積極的な活用が図られるようお願いする。

## 障害者自立支援機器等開発促進事業実施要綱

### 1 事業の目的

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立や社会参加の促進の観点から、企業等が障害当事者及び医療福祉専門職等と連携して障害者自立支援機器（以下「支援機器」という。）を開発する取組に補助を行い、障害者等のニーズを反映した実用的な支援機器の開発及び製品化並びに普及を促進することを目的とする。

### 2 対象事業

#### (1) テーマ設定型事業

障害者等の自立と社会参加に資する、次の①から⑧までに掲げるテーマのいずれかに該当する支援機器を開発する事業。

- ① 日常生活を支援する機器
- ② コミュニケーションを支援する機器
- ③ レクリエーション活動を支援する機器
- ④ 就労を支援する機器
- ⑤ 障害者等の支援をより行いやすくする支援機器
- ⑥ ロボット技術を活用した支援機器
- ⑦ 脳科学の成果（研究段階のものを除く。）を応用した支援機器
- ⑧ その他、障害者等の自立と社会参加を支援する機器

#### (2) 製品種目特定型事業

(1) とは別に、障害者等のニーズが高いものとして、次の①から④に定める製品種目に該当する支援機器を開発する事業。

なお、製品種目特定型事業として応募した場合、申請の内容を踏まえて、テーマ設定型事業へ変更を求める場合があるため、留意すること。

- ① 盲ろう者が在宅で日常生活関連活動を円滑に行えるよう支援する機器
- ② 障害児のスポーツ活動への参加を支援する機器
- ③ 発達障害児・者の日常生活を支援する自助具
- ④ 知的障害者や精神障害者が自ら管理しつつ、支援者にも必要な情報を共有できる機器

#### (3) 指定補助金等の交付等に関する指針に基づく事業

「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）第 34 条の 11 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく「指定補助金等の交付に関する指針」（以下「指針」という。）によりフェーズ 1 を終了した事業のうち、ステージゲート審査を通過した事業。

### 3 開発機関及び開発機器の要件

(1) 本事業において公募により採択された企業等（以下「開発機関」という。）は、次の①から⑨までに掲げる要件を全て満たすものであること。

- ① 支援機器の開発及び普及に関して知見を有し日本に登録されている法人格を有する団体（国及び地方公共団体を除く。）であって、本事業による開発の対象となる支援機器（以下「開発機器」という。）の開発のための拠点（開発を行う施設及び設備が使用できる状態をいう。）を日本国内に有していること。
- ② 開発機器の開発を的確に遂行するための組織、人員、設備、技術的能力、資金調達に必要な経営基盤等を有しており、当該開発を主として行う役割を担えるものであること。
- ③ 本事業に係る補助金に係る経理事務を適切に遂行するための十分な管理体制及び経理体制を有していること。
- ④ 開発機器の仕様又は機能に応じた適切な知見を有する医療福祉専門職等から事業実施期間を通じて指導及び助言を受けるための体制が構築されていること。
- ⑤ 開発機器のモニター評価について
  - ア 開発機器の利便性の向上などの課題等を把握し、適切な開発機器の改良開発を行うため、④の医療福祉専門職等との連携のもと、概ね 15 人以上の開発機器の使用者として想定される障害者等に試作機を実際に使用させ、当該医療福祉専門職及び障害者等から評価を受けること（以下「モニター評価」という。）。
  - イ モニター評価の実施のため、医療機関、障害福祉施設又は障害当事者団体等との連携体制が事業実施期間を通じて構築されていること。
- ⑥ 開発機器の製品化及び製品化後の販売等に関する具体的かつ実現可能な計画（3年を超えないものに限る。）を有していること。
- ⑦ 事業の実施年度の前年度の決算（単体）において、資本金の額が 10 億円以上であり、かつ、売上高が 1 千億円以上である会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する会社をいう。以下同じ。）ではないこと。
- ⑧ 厚生労働省から補助金交付等の停止又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑨ 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 開発機器は、次の①から⑦までに掲げる要件を全て満たすものであること。

- ① 全く同一の仕様又は機能の製品が存在しないこと。
- ② 製品化に対する障害者等のニーズについて調査結果等から明らかであること。
- ③ ②の障害者等のニーズを反映したものであり、製品化により障害者等の自立と社会参加の促進が期待されること。
- ④ 一定規模の市場が存在することが見込まれ、かつ、当該開発機器の使用者として想定される障害者等にとって経済的に優れていると認められること。

- ⑤ 開発のための基礎的研究が完了しており、製品化に向けた試作機的设计が完了していること。
- ⑥ 開発に要する経費について、他の補助金及び助成金等の交付を受けていないこと。
- ⑦ 医療機器に該当しないこと。

#### 4 開発機関の責務

開発機関は、事業の実施及び事業実施後の開発機器の製品化及びそれに伴う販売等に関し、次の責務を有すること。

- (1) 事業の実施にあたっては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室（以下「自立支援振興室」という。）と緊密な連携を図るとともに、その指示に従うこと。
- (2) 事業実施年度において、少なくとも1回は、本通知別紙2の3の(1)に定めるニーズ・シーズマッチング交流会に参加すること。また、より多くの開発機器の使用者として想定される障害者等や医療福祉専門職等の意見を聴く機会を確保するため、地域で開催される福祉機器の展示会等に積極的に参加するよう努めること。
- (3) モニター評価の結果及びその結果を踏まえた改良開発の内容について記録し、自立支援振興室の求めがあった場合、当該記録した内容を報告すること。
- (4) 開発機器の開発にあたっては、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）等の研究に係る指針等を遵守し、モニター評価を実施する際は、倫理審査が不要とされる場合を除き、あらかじめ、開発機関又は日本生活支援工学会や大学等による倫理審査を受け承認を得ること。
- (5) 開発が事業計画に基づき円滑に進むよう進捗状況を管理し、事業計画の内容から2か月以上の遅れが生じた場合、遅延の理由及び今後講じる措置について自立支援振興室に報告すること。また、故意にこの報告を怠った場合及び今後講じる措置の内容が十分でない認められる場合は、交付要綱に基づき事業の中止又は廃止を指示することがあること。
- (6) 2の(1)及び(2)については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部に設置される障害者自立支援機器等開発評価委員会（以下「開発評価委員会」という。）から、2の(3)については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長が委嘱した指針に基づくプログラムマネージャー（以下「PM」という。）から開発状況の報告等を求められた際は、その指導及び助言に従うこと。
- (7) 事業実施年度の終了後においても、開発機器の製品化及び更なる改良開発に努めるとともに、製品化やその後の改良開発の状況に関し、自立支援振興室が行う調査又は報告の求めに対し協力すること。
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、本事業に係る補助金の交付を受けた際に付された条件を遵守すること。

## 5 事業実績報告及び成果報告書

- (1) 開発機関は、当該年度における事業の実績について、翌年度の4月20日（厚生労働大臣から事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに交付要綱に定める様式による事業実績報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (2) 開発機関は、当該年度における事業の成果報告書について、翌年度の6月末日までに、予め自立支援振興室に報告の上、公表しなければならない。なお、事業の実施が複数年度にわたる場合において、開発機関は、事業実施の初年度から当該年度までの事業の実績を一体的に整理した成果報告書を提出しなければならない。
- (3) 成果報告書については、開発要旨、開発目的と意義、開発機器の仕様、機能、開発機器の使用者として想定される障害者等、開発組織体制、開発方法、モニター評価の手法及び結果、開発成果についての考察、結論等について、開発機器の使用者として想定される障害者等やその支援を行う医療福祉専門職等にとってわかりやすく整理された内容で作成すること。あわせて、成果報告書には、知的財産権の出願・登録状況、倫理審査申請書類一式、倫理審査結果のほか、展示会等への出展実績について記載し、書籍・論文・雑誌等での公表や、開発成果に関する刊行物等があれば添付すること。

また、当該報告書は国立国会図書館に納本するほか、当該報告書のうち開発要旨については、厚生労働省のホームページに掲載するため、自立支援振興室が別途指示する方法により提出すること。

## 6 製品化状況等報告

- (1) 開発機関は、本事業による事業が終了した年度（事業が複数年度にわたる場合は、その最終年度。以下「実際の事業終了年度」という。）における3月31日の翌日を含む開発機関が定める事業年度以降5年度に係るそれぞれの事業年度における決算が確定した日（当該日に実際の事業終了年度における補助金の額の確定がなされていない場合は当該補助金の額の確定に係る通知を受理した日）から起算して30日を経過した日までに別に示す製品化状況等報告書を提出しなければならない。
- (2) (1)の報告の内容において、次の①及び②に該当し、③に該当しないときは、開発機関が補助金による開発の成果によって相当の収益を得たものと認めるものとする。この場合において、開発機関は、当該収益のうち交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を、厚生労働省からの指示に従い国庫に納付しなければならない。

国庫への納付金（以下「収益納付金」という。）の上限額は、交付した補助金の確定額又は当該補助金の額が補助率2分の1で計算されていない場合については、確定額を元に補助率が2分の1であったものと仮定して算出した額（以下「収益

納付上限額」という。)とし、事業の実施期間が複数年度にわたる場合は当該年度ごとの収益納付上限額の総額とする。

なお、収益納付金は、事業の実施期間が複数年度にわたる場合、まずは補助初年度に対する納付として充当し、納付された収益納付金の合計が当該年度の収益納付上限額に達した場合は、上限を超えた額を次年度以降の分に順次充当するものとする。

- ① 開発機関が、会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する会社をいう。）であること。
- ② 開発機器の販売等による営業利益に相当する額が、収益納付上限額を 5 で除した額の 100 分の 1 を超えていること。なお、この計算時において、事業の実施期間が複数年度にわたる場合の収益納付上限額は、当該年度ごとの収益納付上限額の総額とする。
- ③ 開発機関が実際の事業終了年度の本事業に係る交付申請日において、次のア及びイのいずれにも該当する中小開発機関であって、当該報告を行った年度の単体決算において、営業利益、経常利益又は純利益のいずれかが赤字である場合。
  - ア 次表第 1 欄の業種を主たる事業として営むものであって、第 2 欄及び第 3 欄に定める基準のいずれかを満たすこと。

1 主たる事業として営む業種	2 資本金基準 (資本金の額又は 出資の総額)	3 従業員数基準(常時 使用する従業員の数)
1. 製造業、建設業、運輸業その他の業種 (2. から 7. までの業種を除く。)	3 億円以下	300 人以下
2. ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3 億円以下	900 人以下
3. 小売業	5 千万円以下	50 人以下
4. サービス業(5. 及び 6. の業種を除く。)	5 千万円以下	100 人以下
5. ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
6. 旅館業	5 千万円以下	200 人以下
7. 卸売業	1 億円以下	100 人以下

注) 常時使用する従業員とは、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 20 条の規定に基づく解雇の予告が必要な者をいい、事業主及び法人の役員は含まない。

イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当しないこと。

（ア）発行済株式の総額又は出資金額の 2 分の 1 以上が、同一の大企業（アに該当しないものをいう。以下同じ。）の所有に属しているもの。

（イ）発行済株式の総額又は出資金額の 3 分の 2 以上が、複数の大企業の所有に属しているもの。

（ウ）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占

めているもの。

## 7 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

## 8 開発機関の決定方法

- (1) 2の(1)及び(2)の開発機関は公募により決定するものとし、その決定にあたっては、開発評価委員会における事業評価を踏まえることとする。
- (2) 2の(3)の開発機関の決定にあたっては、PMによる事業評価を踏まえることとする。

## 9 その他

2の(3)の開発機関については、6の(2)は適用しない。



## ニーズ・シーズマッチング強化事業実施要綱

### 1 目的

障害者自立支援機器（以下「支援機器」という。）の開発については、障害者自立支援機器等開発促進事業により、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）やその支援者、医療福祉専門職などの支援機器の使用者（以下「ニーズ側」という。）が持つニーズと、開発企業や研究者などの支援機器の開発者（以下「シーズ側」という。）が持つシーズのマッチングを図りながら、開発機関と障害者等及び医療福祉専門職等が連携して開発する取組に補助を行い、適切な価格で障害者等が使いやすい支援機器の製品化・普及を図っているところである。

本事業は、ニーズとシーズのマッチングを目的とした支援機器に関する交流会を企画・開催し、実用的な支援機器の開発が促進されるよう、ニーズ側とシーズ側が意見交換を行う場を提供するとともに、交流会の出展企業等が、ニーズ側から開発中の支援機器に対する評価を受ける機会を獲得すること等を目的とする。

### 2 実施主体

実用的な支援機器の開発及び製品化並びに普及促進に関して知見を有している法人格を有する団体（国及び地方公共団体を除く。）であって、事業を行う能力及び体制を有し、その経理が明確であり、かつ経営の安定性が確保されている団体（以下「実施団体」という。）とする。

### 3 事業内容

以下の（1）から（3）に掲げる事業を行う。なお、実施にあたっては、本事業を担当する職員（以下「事業担当職員」という。）を1名以上配置すること。

#### （1）ニーズ・シーズマッチング交流会等の開催

ニーズに沿った機器開発を促進する観点から、ニーズとシーズのマッチングを目的としたニーズ・シーズマッチング交流会（以下「交流会」という。）を企画し、開催する。なお、実施にあたっては、次の①から⑩までに掲げる要件を全て満たすものであること。

- ① ニーズを持つさまざまな障害者等の団体や支援機器に関する専門的知見を有する医療福祉専門職等の外部の委員により構成される交流会企画委員会を開催すること。
- ② 交流会企画委員会においては、広報活動等も含め、交流会が効果的に開催されるよう、企画・運営について検討するとともに、交流会の開催結果やその効果についても、客観的指標をもって評価・検証を行うこと。

- ③ 交流会は、東京での2日間以上の開催を含め、累計6日間以上開催すること。また、全国的に偏りなく効率的・効果的なマッチングが図られるよう、週末の開催を検討するなど、開催時期や開催形態について工夫すること。
- ④ 交流会には、ニーズ側とシーズ側の関係者、医療福祉専門職等及びその団体、支援機器関連学会及び所属会員等に加え、開催地近隣の行政機関の関係者等の参加を促すものとする。
- ⑤ 交流会においてはニーズ側とシーズ側の意見交換を行う場を設置するほか、試作機等の説明及びデモンストレーションを行い、積極的に意見交換が行われるよう、医療福祉専門職等によるコーディネーターを配置すること。なお、当該コーディネーターは、事業担当職員が兼務することとして差し支えないものとする。
- ⑥ 交流会の内容は、特定の分野に特化することなく、予め支援機器の開発に対するニーズを収集・分類した上で、複数のブースを設けるなど工夫すること。
- ⑦ 交流会においては、都道府県が実施する障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業（地域生活支援事業）により得られた情報を発信する等の場及び当該年度を含む過去に障害者自立支援機器等開発促進事業により開発された支援機器（開発途中を含む。）の一般公開の場を設けること。その際、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室（以下「自立支援振興室」という。）と緊密に連携の上、実施すること。
- ⑧ 交流会に多くの企業、障害者等及び医療福祉専門職等の参加が得られるよう、地方公共団体や学会等とも連携しながら、効果的な広報活動や開催方法など工夫すること。
- ⑨ 交流会の参加者等に対して支援機器に関するアンケート調査を実施し、その結果を広く周知する等、実用的な支援機器の開発及び製品化、普及促進に有用な情報の発信を行うこと。
- ⑩ 交流会の成果を着実に支援機器の開発につなげるため、交流会開催後も交流会の出展企業等の希望に応じて、相談やその他必要な支援を行う。なお、過年度の交流会に出席した出展企業等についても、同様に対応すること。

## （2）地域交流会の開催

地域特有のニーズも考慮した機器開発を促進する観点から、交流会に容易に参加できない地域におけるニーズとシーズのマッチングを目的とした地域交流会を企画し、開催する。なお、実施にあたっては、次の①から③までに掲げる要件を全て満たすものであること。

- ① （1）の①の交流会企画委員会において、広報活動等も含め、地域交流会が効果的に開催されるよう、地域の実情を踏まえた（1）に準ずる交流会を検討するとともに、交流会の開催結果やその効果についても、客観的指標をもって評価・検証を行うこと。
- ② 地域交流会は、全国的に偏りが無いよう3箇所以上、各2回開催すること。
- ③ 地域交流会には、当該地域における支援機器の開発及び普及に係る有識者並

びに障害者等をはじめ、産業振興団体や開発企業等の参加を促すこと。

### (3) ニーズとシーズの情報収集・発信

ニーズ側が持つ支援機器に関するニーズとシーズ側が持つ技術や新しい製品の企画などの情報を幅広く収集し、新たな開発の参考となるよう発信すること。

## 4 報告

(1) 本事業の実施にあたって、実施団体は自立支援振興室に対し、適宜、進捗状況を報告すること。

(2) 実施団体は事業終了後1か月以内又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに事業報告書を作成し、自立支援振興室へ提出すること。当該報告書は国立国会図書館に納本するほか、厚生労働省のホームページへ掲載するため、自立支援振興室が別途指示する方法により提出するものとする。

## 5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

## 6 実施団体の決定方法

本事業の実施団体は公募により決定するものとし、その決定にあたっては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部に設置されるニーズ・シーズマッチング強化事業評価委員会における事業評価を踏まえることとする。

## 自立支援機器イノベーション人材育成事業実施要綱

### 1 目的

障害者自立支援機器（以下「支援機器」という。）の開発にイノベーションを起こせる人材を育成することは、障害者に適正な価格で速やかに支援機器を普及させるだけでなく、障害者が進歩する技術の恩恵を遅滞なく受けられるような支援機器の開発を促進することにつながることから、支援機器の研究開発人材等が障害者等の多岐にわたるニーズを的確に捉え、事業化の視点を踏まえた開発手法を会得することを目的としたデザインアプローチを用いたワークショップ等を企画・開催する。

### 2 実施主体

デザインアプローチに精通した人材及びワークショップの企画・開催等の知見を有している法人格を有する団体（国及び地方公共団体を除く。）であって、事業を行う能力及び体制を有し、その経理が明確であり、かつ経営の安定性が確保されている団体（以下「実施団体」という。）とする。

### 3 事業内容

以下の（1）から（3）に掲げる事業を行う。

#### （1）デザインアプローチを用いたワークショップ等の開催

障害者等の多岐にわたるニーズを的確に捉え、事業化の視点を踏まえた開発手法を支援機器の研究開発人材等に会得してもらうことを目的とした自立支援機器イノベーション人材育成ワークショップ（以下「ワークショップ」という。）を企画し、開催する。なお、実施にあたっては、次の①から⑦までに掲げる要件を全て満たすものであること。

- ① ニーズを持つ障害者等の団体や支援機器に関する専門的知見を有する医療福祉専門職等の外部協力者で構成される企画運営会議を定期的で開催すること。
- ② 企画運営会議においては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室（以下「自立支援振興室」という。）と適宜連携の上、広報活動等も含め、ワークショップが効果的に開催されるよう企画・運営について検討するとともに、その開催結果や効果についても、客観的指標をもって評価・検証を行うこと。
- ③ ワークショップは、関東及び関西を含む2箇所以上で開催することとし、1箇所につき、半年程度の期間内に月1回（終日）程度、計6回以上開催すること。また、週末開催及びオンライン形式での開催等も考慮し、効率的・効果的に人材育成が図られるよう開催時期や開催形態について検討すること。なお、ワークショップの開催は事業開始後、3か月を目処に開始できるよう努めること。
- ④ ワークショップの開催にあたっては、広報を行って広く参加者を募るほか、

事業終了後はその結果についても有用な情報発信に努めること。

- ⑤ ワークショップの内容は、支援機器の分野に特化したものとし、障害当事者等に対するインタビューや現場観察等を含めること。
  - ⑥ ワークショップの参加者には、ニーズ側である支援機器の開発に関する知識・知見を有する障害当事者や医療福祉専門職等とシーズ側である研究者及び支援機器開発企業等のエンジニア等に加え、事業化の視点を有する人材等を含め、円滑かつ効果的にワークショップが進捗するよう多職種の参加を促すこと。
  - ⑦ 本事業の成果として事業終了後に障害者自立支援機器等開発促進事業に応募できる開発コンセプト等が開発されることが望ましいため、参加者には障害者自立支援機器等開発促進事業にかかる情報提供を適宜行うこと。
  - ⑧ ワークショップの修了者には、修了者番号および修了証等を発行し、事業報告と共に修了者名簿を自立支援振興室に登録すること。
- (2) ワークショップ開催後のフォローアップ
- ワークショップの成果を支援機器の開発につなげるため、開催後も参加者等の希望に応じて、相談やその他必要な支援を行うこと。
- (3) ニーズとシーズの情報発信
- ワークショップにおいて得られたニーズやシーズ（技術や開発コンセプト）などの情報は、新たな支援機器の開発の参考となるよう可能な範囲で発信すること。

#### 4 報告

- (1) 本事業の実施にあたって、実施団体は自立支援振興室に対し、適宜、進捗状況を報告すること。
- (2) 実施団体は事業終了後1か月以内又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに事業報告書を作成し、自立支援振興室へ提出すること。当該報告書は国立国会図書館に納本するほか、厚生労働省のホームページへ掲載するため、自立支援振興室が別途指示する方法により提出するものとする。

#### 5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

#### 6 実施団体の決定方法

本事業の実施団体は公募により決定するものとし、その決定にあたっては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部に設置される自立支援機器イノベーション人材育成事業評価委員会における事業評価を踏まえることとする。